

2022年5月13日

各 位

会 社 名 オ カ モ ト 株 式 会 社 代表者名 代表取締役会長兼社長 岡 本 良 幸 (コード番号 5122 東証プライム) 問合せ先 専 務 取 締 役 岡 本 優 (TEL 03-3817-4121)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 6 月 29 日開催の当社第 126 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1.変更の理由

- (1) 当社は、経営の意思決定かつ監督機能としての取締役会の実効性を確保するとともに、 著しく変化してきている昨今の経営環境に対してより機動的な意思決定を図るため、執 行役員制を導入するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものであります。
  - ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 16 条) は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 6 月 29 日 (水) 予定定款変更の効力発生日2022 年 6 月 29 日 (水) 予定

現行定款

第3章 株主総会

第 14 条 (省略)

( 招集権者および議長 )

#### 第 15 条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、 取締役会の決議にもとづき<u>取締役社長</u>が招集し、そ の議長となる。<u>取締役社長</u>に事故のあるときは取締 役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が これにあたる。

( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供 )

## 第 16 条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

< 新 設 >

第4章 取締役および取締役会

第 21 条~第 23 条 (省略)

( 取締役会の招集権者および議長 )

## 第24条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長 に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた 順序により他の取締役がこれにあたる。

第 25 条~第 40 条 (省略)

( 附則 )

第1条~第2条(省略)

変更案

第3章 株主総会

第14条 (現行どおり)

( 招集権者および議長 )

### 第 15 条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、 取締役会の決議にもとづき<u>代表取締役</u>が招集し、そ の議長となる。<u>代表取締役</u>に事故のあるときは取締 役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が これにあたる。

< 削除 >

(電子提供措置等)

# 第16条

- 1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとるものとする。
- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務 省令で定めるものの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に 対して交付する書面に記載しないことができ る。

第4章 取締役および取締役会

第21条~第23条 (現行どおり)

( 取締役会の招集権者および議長 )

# 第24条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役 に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた 順序により他の取締役がこれにあたる。

第25条~第40条 (現行どおり)

( 附則 )

第1条~第2条(現行どおり)

< 新 設 >

# <u>第3条</u>

- 1. 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインタ ーネット開示とみなし提供) の削除および変更 案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法 の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施 行の日 (以下「施行日」という) から効力を生 ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以 内の日を株主総会の日とする株主総会について は、現行定款第16条はなお効力を有する。
- 3. 本付則は、施行日から6か月を経過した日また は前項の株主総会の日から3か月を経過した日 のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上